

# 第6章

## 区民とともに区政を進める

- 61 地域コミュニティの活性化と協働の推進 …………… 212
- 62 区政改革の推進 …………… 216



平成つつじ公園のコブシ



# 61 地域コミュニティの活性化と協働の推進



## (1) 区民の自主的な活動を尊重した支援と連携

### ●町会・自治会の活動支援

区内には253の町会・自治会があり、区政の最大のパートナーとして、行政情報の周知や公設掲示板等の管理など幅広く区の事業に協力している。防犯・防災対策、環境保全対策、住民同士の交流など、さまざまな活動を通じて、まちの安全・安心に貢献している。

また、区全体の町会・自治会の連絡調整を図るため、町会連合会がある。町会連合会では、区内の17地域に支部組織を設置し、区との意見交換や町会・自治会同士の情報交換を行っている。

区は、町会・自治会の活動の支援として、加入促進のためのパンフレット、取組事例を紹介した「これからの町会・自治会運営のヒント集」や担い手の負担軽減を目的とした「町会・自治会運営ハンドブック」の作成・配布、ホームページの開設・運用、活動費の補助、活動保険への加入、町会掲示板や会館の建替えや修繕等に対する補助を行っている。

### ●地域活動団体の支援

区民の自主的な地域活動を支援するため、情報紙「ねりま地域活動ニュース」の発行（毎月1回）、ホームページの運用、団体の活動を紹介するパネル展等を行っている。

また、地域活動団体が集まり、活動の魅力の紹介や団体同士の交流を促進するため、「練馬つながるフェスタ」（来場者約2,400人・参加団体59団体）を開催している。

### ●区民協働交流センター

公益的な活動の支援と協働を推進するため、地域活動に関する相談に応じるとともに、活動の場、情報発信・収集の場を提供している。

〔利用状況〕

・相談数	141件
・情報コーナー利用数	1,189件
・作業コーナー利用数	3,514件
・交流コーナー利用者数	18,406人

### ●相談情報ひろば

身近な地域の日常生活上の相談窓口、地域情報などの提供、住民同士の交流の場として、10か所で開設

している。町会・自治会やNPO等の地域活動団体が、それぞれ特性を活かして運営しており、区が補助を行っている。

### ●地域情報コーナー

町会・自治会や地域活動団体のイベント情報の発信の場として、地区区民館、地域集会所等17か所に地域情報コーナーを設置している（利用件数122件）。

### ●地域おこしプロジェクト

区民の自由な発想により、未来に向けた練馬の発展につながる取組を区との協働により推進する事業で、区独立70周年記念事業として29年度より実施している。選定した事業には、3年間で最大300万円の補助金を交付するほか、区の若手職員をプロジェクト推進担当として配置し、各団体の事業実施をサポートしている。令和元年度は既存3事業において、さまざまな取組を進めた。

「都市農業の魅力創造～味(ビ)ストロ練馬～(団体名: Nerima Chefs Club)」では、練馬産野菜を使った料理を披露する主催イベントの開催に加え、「世界都市農業サミット」など区主催イベントへの出店、ホームページの開設などに取り組み、地域おこしプロジェクトとしての3年間の活動を終了した。

「食農文化のまち練馬～ALL練馬でワインづくり～(団体名: ねりまワインプロジェクト)」では、都市農業の魅力をさまざまな機会を捉えて発信しながら、23区初となる地域ブランドワイン「ねりまワイン2019」を完成させた。また、活動の基盤となる畑を確保し、その畑を継続的に管理する人材を育成する「プロフェッショナル養成講座」を開始している。

「〈しもねり・かわら版〉みんなで創るよ!宿場の絆!!(団体名: ノースファミリー実行委員会)」では、年3回のかわら版発行に加え、SNSによる情報発信の充実により、北町地域の歴史・文化を活かしたコミュニティづくりに継続的に取り組んでいる。

また、令和2年度に開始する新たなプロジェクトを公募し、2事業を採択した。

### ●つながるカレッジねりま

地域のために活動したい区民を後押しするため、「パワーアップカレッジねりま」や「練馬Enカレッジ」など既存の事業を再編し、新たに「つながるカレッジねりま」を令和2年度から開講する。

福祉・防災・農・みどり・環境の5つの学習分野のほか、卒業後の活動につなげるための共通講座を実施する。また、受講生の地域活動をサポートする「つながる窓口」を設ける。

### ●地区祭補助事業

青少年育成地区委員会、町会・自治会等地域のさまざまな団体を母体として組織された17地区の地区祭実行委員会に対して補助を行っている。

令和元年度に開催された地区祭は16地区27会場で、68,446人が参加した。

## (2) 地域活動を支える機会・場の充実を行う

### ●活動と交流の場の提供

#### 1 地区区民館

地域住民の相互交流や自主活動を促進し、子どもから高齢者までが利用できる施設として、現在22館を開設している。

運営は、区民参加と協働の観点から、地域住民で構

成する運営委員会に順次委託を進め、24年度までに全ての館で委託を完了した。

今後は、「練馬区公共施設等総合管理計画」に基づき、これまで以上に世代にとらわれず広く地域の区民が交流できるよう機能の転換を図るとともに、エレベーターの設置などバリアフリー化を進めていく。

地区区民館の各種事業については、館だよりやホームページ等で情報発信している。

#### 2 地域集会所

地域住民の相互交流および自主的活動の場を提供する身近な集会所である。21年度からは出張所併設の区民館を地域集会所に移行し、29年3月までに27か所を開設した。29年4月に練馬高野台駅前地域集会所、同年8月に豊玉地域集会所を開設し、29か所となった。

運営は、設置当初から、地域住民で構成する管理運営委員会に委託している。また、区民館から移行した地域集会所については、事業者に運営を委託している。

今後は、「練馬区公共施設等総合管理計画」に基づき、地区区民館等類似施設とあわせて再編し、新たな地域施設の機能の一つとして将来的におおむね中学校区に

### 〔地区区民館利用状況〕

(単位：延べ人) 令和元年度

施設名	個人利用						団体利用	計
	児童利用	高齢者利用	一般利用	学童クラブ	ぴよぴよ	個人利用計		
豊玉北(※1)	20	214	5	—	—	239	2,025	2,264
桜台	22,010	2,962	791	10,681	—	36,444	36,664	73,108
貫井	24,512	4,973	53	12,486	—	42,024	89,222	131,246
氷川台	23,051	3,811	651	10,047	—	37,560	43,876	81,436
早宮	12,140	4,428	397	—	—	16,965	33,511	50,476
春日町南	24,226	7,544	1,640	—	12,619	46,029	56,452	102,481
高松	10,199	1,203	257	8,904	—	20,563	15,929	36,492
北町	10,708	2,794	1,532	—	—	15,034	75,916	90,950
北町第二	15,197	2,055	412	—	—	17,664	47,856	65,520
田柄	14,010	4,724	1,593	5,265	7,620	33,212	38,905	72,117
光が丘(※2)	8,683	3,809	1,026	—	—	13,518	66,158	79,676
旭町南(※2)	14,378	19,112	26,106	—	—	59,596	90,428	150,024
旭町北	9,476	3,731	145	—	—	13,352	34,513	47,865
富士見台(※1)	0	0	0	—	—	0	640	640
下石神井	12,034	2,023	969	11,353	—	26,379	36,400	62,779
立野	6,249	2,950	496	—	8,461	18,156	42,670	60,826
関町北	22,728	2,708	927	9,086	—	35,449	53,102	88,551
東大泉	18,915	3,990	1,037	10,159	—	34,101	73,715	107,816
西大泉	14,683	3,778	1,170	8,663	—	28,294	51,571	79,865
南大泉	13,242	5,024	793	—	—	19,059	61,386	80,445
北大泉	12,178	5,595	481	7,200	—	25,454	36,299	61,753
大泉学園(※1)	0	0	0	—	—	0	0	0
計(22)	288,639	87,428	40,481	93,844	28,700	539,092	987,238	1,526,330

※1：豊玉北、富士見台、大泉学園地区区民館は、31年4月1日から令和2年3月31日まで大規模改修工事のため休館（豊玉北地区区民館は4月に事業を実施、豊玉北、富士見台地区区民館は4月に一部部屋の貸出しあり。）

※2：旭町南地区区民館の一般利用・団体利用の数値と光が丘地区区民館の団体利用の数値は、特別施設利用者数を含む。

1か所程度の配置とすることを旨とする。この考え方に基つき、単独の地域集会所については、周辺の学校や区立施設の改築にあわせて複合化を検討し、稼働率の低い施設については、周辺施設との統合も含めて検討する。これらの再編にあわせて、地域の区民との協働による今後の運営のあり方も検討していく。

### 〔地域集会所利用状況〕

令和元年度

施設名	利用件数(件)	利用者数(延べ人)
石神井台	2,445	23,471
上石神井北	2,982	16,559
南田中	1,672	13,373
谷原	1,332	14,124
旭丘	2,563	22,277
中村	3,020	26,735
向山	2,855	11,690
土支田	2,777	16,567
大泉町	2,123	11,661
高野台	3,909	23,806
大泉学園町	2,528	15,449
三原台	2,422	14,979
北町	1,927	10,791
東大泉	2,644	15,623
小竹	2,220	15,792
石神井台みどり	2,883	17,649
関町	2,554	17,733
桜台(※)	0	0
早宮	2,946	21,632
春日町	2,480	20,897
土支田中央	1,828	19,621
旭町	857	5,188
田柄	1,828	18,169
上石神井南	3,561	29,860
東大泉中央	3,686	23,296
南大泉	1,957	16,626
大泉北	1,863	14,218
練馬高野台駅前	1,295	14,124
豊玉	1,813	16,268
合計	66,970	488,178

※：桜台地域集会所は、平成31年4月1日～令和2年3月31日まで大規模改修工事のため休館

### 3 区民ホール(光が丘、関)

区民文化の向上および区民相互の交流を図り、地域社会の健全な発展と福祉の増進に寄与することを目的とした施設である。管理運営は指定管理者に委託している。

なお、光が丘区民センター内の心身障害者福祉集会所は、心身障害者団体優先の施設であるが、空きがあ

る場合は一般区民も利用できる。また、はつらつセンター光が丘および光が丘なかよし児童館については、本来利用のない夜間・日曜・祝休日にも一般区民が利用できる。

### 〔光が丘区民ホール等の利用状況〕

令和元年度

施設名	利用状況	
	利用件数(件)	利用者数(人)
光が丘区民ホール		
多目的ホール(※1)	672	25,549
集会室(1)	658	7,025
集会室(2)	609	7,296
集会室(1・2)(※2)	219	4,701
音楽室	735	12,117
美術工芸室	295	2,669
和室	237	1,676
会議室(1)	480	5,253
会議室(2)	851	9,363
小計	4,756	75,649
心身障害者福祉集会所(※3)	2,522	85,173
はつらつセンター光が丘(※4)	182	2,561
光が丘なかよし児童館(※5)	3	90
計	7,463	163,473

※1：令和元年12月～2年3月まで工事のため使用不可

※2：集会室(1)(2)を合わせて使用

※3：心身障害者団体以外の利用件数

※4：平日午後5時30分以降と日曜・祝休日(敬老の日を除く。)の利用件数

※5：日曜・祝休日午後5時30分以降の利用件数

### 〔関区民ホール等の利用状況〕

令和元年度

施設名	利用状況	
	利用件数(件)	利用者数(人)
関区民ホール		
多目的ホール	595	28,490
リハーサル室	820	7,202
小計	1,415	35,692
はつらつセンター関(※1)	473	5,724
計	1,888	41,416

※1：平日午後5時30分以降と日曜・祝休日(敬老の日を除く。)の利用件数

### 4 地域活動倉庫

良好な地域社会の維持および形成に資する地域活動を支援するため、町会・自治会、商店会等が利用できる地域活動倉庫37区画(大1区画、中26区画、小10区画)を関越自動車道高架下に設置している。

### 5 地域交流ひろば

地域住民および地域団体の交流の推進を図るため、イベントなど多目的に利用できるひろば(400㎡×2

面)を関越自動車道高架下に設置している。個人利用、団体利用(要予約)をすることができる。

#### 〔地域交流ひろば利用状況〕

年度	個人利用(人)	団体利用	
		件数(件)	人数(人)
元	19,885	12	1,135

#### ●区役所会議室の活用

区役所の会議室を区民相互交流の場として提供している。区内在住・在勤・在学者の団体が行う会議・研修会・講演会等に利用され、令和元年度は延べ1,125件の利用があった。

#### ●指定保養施設助成事業

区民の健康増進と旅行を通じた交流、親睦を目的として、民間のホテルや旅館等25か所を保養施設に指定し、利用した区民に対し、宿泊料金の一部を補助している。

補助金は年度内2回で、1回の利用につき2泊までを限度とし、利用者1人1泊につき大人3千円、3歳児～小学生2千円を支給している。

また、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級の人とその介助者には、一定額の補助金割増制度がある。

#### 〔指定保養施設利用実績の推移〕

年度	利用人数(延べ人)	補助額(円)
27	28,031	89,133,049
28	26,465	84,473,547
29	24,526	78,475,626
30	23,019	73,901,185
元	17,265	56,382,579

#### ●指定葬儀場使用料助成事業

区が指定した葬儀場で区民が通夜または葬儀を行った場合に、3万円を上限として会場使用料の一部を助成している。

#### 〔指定葬儀場使用料助成金の推移〕

年度	助成件数(件)	助成金額(円)
27	1,438	42,807,480
28	1,628	48,244,740
29	1,654	48,812,400
30	1,607	47,627,560
元	1,498	44,805,000